

総合福祉部会 第15回	
H23.6.23	資料13

部会作業チーム（報酬や人材確保等）議事要旨（5月）

1. 日 時：平成23年5月31日（火）13：45～17：00

2. 場 所：厚生労働省低層棟2階講堂

3. 出席者：藤岡、藤井、平野、田中（正）、中西、野沢、光増

4. 議事要旨

【「相談支援専門職」資格の創設】

意見と結論

- ① 受験のバリアフリーの徹底
- ② 当事者専門員（ピアカウンセラー）が排除されないため、この資格を取得できるルート確保の必要。
- ③ OJTや当事者性重視に研修内容の抜本的見直し
- ④ 支援計画は当事者の自己決定により策定されるべき、行政と対峙する場合もあり資格の独立性の保障
- ⑤ 現行の社会福祉士や精神保健福祉士の資格を変えていく方向性
- ⑥ 何か年で当事者の立場に立ったケアプランが作成されているかどうか実態を当事者中心の委員会が検証したうえで資格化する。

するなど、段階的に資格を広げていく方向

①～⑥の上、相談支援専門職資格を創設し、将来的には、支給決定の裁量権を有する資格とすべき方向性

【報告書案で修正すべき点】

- 1 「定員50名の施設の場合」のモデルは30名に変更。
- 2 自立体験室の保障などを、「緊急事態に備えて」のあたりに入れる。

以上